

Title	『経済政策』に関して再び松崎寿氏に答ふ
Sub Title	
Author	山本, 美越乃
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.9 (1915. 9) ,p.1055(97)- 1063(105)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150901-0097">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150901-0097</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

耐へずして、安全保障を確保せんとする人類の欲求は工業的組織を變革しつゝある。最大働因の一たるを論じ、最近の一學者が獨占的性質を有する世界の十八大合同の表を調製したりしが、かの競争の形式が運賃より設備に推移したる鐵道及海運協約を除外したるの非を擧げ、最後の特徴は殊に英國の機械船舶製造業者協約に顯著なるを叙説して此項を終れり。

誦し來りて教授の暢達の名文精透の論理茲に資本主義發展の特徴を闡明して餘蘊なきを覺え、更に「マーシャル」教授の有ゆる原因現象を羅致し來りて秋毫も洩らすなきを期したる工業組織論と相併びて研究する者の幸福を想ふ。而て本書第四章説かんとする所の銀行集中運動の原因及形式も亦概ね此範圍を出づるものにわらずして「アッシュレー」教授の列擧したる以上資本主義發展の特徴愈々有ゆる工業的企業に露出し來りて企業の集中益々熾烈を加ふるや。其設備及經營調達機關としての信用銀行亦集中の大勢に乗せざる可ら

ざるは論を俟たずとす。我學界にありて廣く集中運動の諸現象を明解するに「リーサー」博士の系統を踏んで、更に凱切簡明の研究を試みたるものに高垣商學士の近業「銀行集中論」あるは逸す可らずとす。

此長き傍註に筆を洗ふに先立ち、一顧を吝む可らざるものは「ゾンバルト」教授が勁拔の比喩を以てせる近世資本主義的企業家論の一節なる可し。曰く、「近世資本的企業者を描ける最適の畫面は一身中に正反對の二性質を兼ね有するものとして、描寫したる人格ならざる可らず。「ファウスト」の如く彼は其胸に二精靈を秘む、されど「ファウスト」の二精靈の如く、分離分奔す可きことを希はず、却て其矛盾せる二精神は共居して調和的に活動せんことを望めり。然らば此二性質とは何ぞや。曰く、一は廣義の企業家的精神にして他は商人的精神なり」(Sombart, a. a. O. S. 187.)

(未完)

### 『經濟政策』に關して再び

松崎壽氏に答ふ

山本美越乃

本誌五月號に經濟政策の意義に關して、曩きに松崎氏によりて提出せられた疑義に對して、予の信する所を答へ置きしに、其後六月號に重ねて同一の質疑を提出せられた。時恰も予は南洋に出張不在中で、直ちに卑見を開陳する機會を得なかつたが、歸來再び氏の説を讀み先きの疑問は依然として疑問の儘に残つて居ることを發見した。併し予は今日と雖も尙は予の所信を變更する必要を認めない。惟ふに之れは斯學に對して氏と根本的の見地を異にして居るからであらう、氏が往々予の卑見を曲げて解釋するゝが如くに予は氏の主張の要點を曲解して居る者ではない、否氏の主張の要點は誤解なく了解

して居る積りである。併し遺憾ながら其説に賛成することが、出來ぬと云ふに過ぎぬ、從て此種の論争は今後更に回を重ねることも、氏の言を借りて云へば徒らに論争の爲めに論争するの譏りを免れざるに至るであらう、故に予は重ねて貴重紙面を塞ぐことを躊躇したが、再度の氏の質疑中には少くとも卑見の尙ほ氏に依りて正しく解せられて居らぬ點のあることを發見したから、之れを明らかにするは説の賛否の問題は別として予の當然の義務であると信じ、茲に後ればせながら再び拙稿を寄することゝしたのである。

凡そ人類の生活状態を或は經濟的の方面より觀察し、或は社會的の方面より觀察して、吾人の研究物體となすも、然かも是等の兩方面は全然獨立分離して、毫も其間に關係又は交渉を有しないものではない、何となれば經濟的生活と云ひ或は社會的生活と云ふも、元と是れ複雑極

まゝなりなき人類の生活状態を、研究の便宜上二方面に區別して觀察したるに過ぎぬのであつて、全然別箇のものでないからである。一物を觀察するにも或は表面よりすることもあれば裏面よりすることもあり、或は縦よりすることもあれば横よりすることもある。苟くも表裏縦横と云ふ如き別を設くる以上は、全然其本質から異つて居らねばならぬと云ふ理由はない。假令本質は同一であつても、其外に現はるゝ形態、若くは程度に差異があるならば、之れを特別の研究物體となすことは少しも差支がない。質の相違があるのでなければ程度の差異丈では別箇の研究物體とはならぬと考へるのは誤りである。

以上の理由に基づき人類の生活状態を二方面より觀察した社會的生活及び經濟的生活には、固より共通の『エレメンツ』の在ることは當然である。是れ吾人が曩きに『社會的生活と雖も人と財との關係を全然無視して成立し得るもの

でなく、又經濟的生活と雖も人と人との關係に注意することなくして解釋し得るものでない』と言つた所以であつて、雙方何れにも人と財及び人と人との關係なる觀念を包含して居る以上は、社會的生活とか經濟的生活と云ふ如き區別を設くる必要がないのみならず。斯かる區別を設くることは矛盾であり撞着であり奇怪であると云ふ如き説には予は賛成が出来ない。

現今の社會組織及び經濟組織の下に於ては人類の生活は財の觀念を全く離れ又は人と人との關係を全然無視しては、到底完全に成立し得るものではない。併し其中でも人と財との關係よりは、寧ろ人と人との關係と云ふことの方に重きを置きて研究すべき問題と反對に人と人との關係よりは、寧ろ人と財との關係と云ふことの方に重きを置きて研究すべき問題の二種がある。換言せば一方は人と財との關係よりは、より多く人と人との關係に重きを置き、他方は

人と人との關係よりは、より多く人と財との關係に重きを置かんとするのである、吾人は前者を社會政策上の問題と云ひ、後者を經濟政策上の問題と云はんとするのである。然るにより多くの云ふ語は曖昧模糊たる觀念で、學術的の意義を有するものでない云ふ如き、皮肉的な反對があるが、併し、より多くと云ふことは何故に非學術的であるか予には了解が出来ぬ。學術上には斯かる用語を許さぬと云ふならば、輕重多少等の比較對照語も亦凡て學術上には使用することが出来ないこととなる。複雑極まりなき諸種の社會上及び經濟上の現象を一々細かに分析して、『人と財との關係』から『人と人との關係』を全く分離すること、恰も白から黒を分つが如くに劃然と區分し得らるゝものであれば、或はより多くなど云ふ語を用ゆる必要がないかも知れぬが、斯かることは事實上殆んど不可能であつて、社會的生活中にも亦經濟的生活中にも

も其程度こそ異なれ、人と財及び人と人の關係なる『エレメンツ』は共に包含されて居るのである。唯夫れを重に人と人との關係の方面から觀察するか、或は然らずして人と財との關係の方面から觀察するかと云ふことに依つて岐れるのである。故に單純なる理屈一片から云へば、或程度から先きは社會政策の範圍に屬すべきか或は又經濟政策の範圍に屬すべきか其判斷に惑ふものが出来るかも知れぬ。併しかゝる困難があるからと云つて、兩者の區別を直ちに曖昧であること云ふことは出来ぬ。かゝる困難は獨り斯學に於てのみならず、如何なる學問に於てもあり得ることである。例へば生物學上の分類に於ても或程度を超ゆると動物であるか植物であるか殆んど識別し難い物がある、併し之れが爲めに動物の區別を設くることを妨げない。

次に予が現今の勞働者問題を以て單に貸銀問題のみの如くに考ふる者あらば、皮相の見解で

あつて、賃銀の如何に拘はらず國民の健康及び體質保全の必要上、勞時に一定の制限を附せんとするが如きことは、現に社會政策上の重大問題である云つたに對し、氏は殊更に「賃銀の如何に拘はらず」と云ふ所に圈點を附して、恰も予が賃銀は如何に低落するも、國民の健康及び體質保全の必要上、勞時に一定の制限を設くるの要があると主張したかの如くに解し、更に住居問題及び家賃問題を引合に出して、奔馬岐路に駆けるの論をなして居る。併し之れは所謂文に依つて其意を害するもので、予をして言はしむれば斯かることは殆んど疑問の餘地を存しない、如何に極端なる國民の健康及び體質保全論者でも一圓の賃銀が五十錢に下つても勞時を短縮せねばならぬと云ふ如き、氏の所謂机上の空論を爲す者は一人も無からうと考へる、予が賃銀の如何に拘はらずと云つた意は「賃銀の問題は別として」と云ふ意味であつて「賃銀は如

何に下つても」と云ふ意ではない。勞時の短縮が勞働者の心身の状態を改善せしめ、勞働者の心身の状態の改善は勞働の效程を促進せしめ、勞働の效程の促進は延て賃銀増加の一因ともなると云ふことは殆んど説明の要を見ない。唯茲にも問題は勞時の短縮なることは、直接何を目的として居るか云ふことである。

現今の勞働問題中の二大問題とも稱すべきは、賃銀及び勞時の問題であつて、其所謂勞時の問題とは、現在の如き勞働時間では到底勞働者に心身の休養を爲さしむる餘暇がない。勞働者も亦人である以上は適度に心身の休養を爲さしむるにあらざるば、其結果は自ら健康を害し國民の體質を毀ふに至るのみである、故に今少しく勞時を短縮して、勞働者に休養の時を與へねばならぬと云ふことが、直接の目的であつて、決して、彼等の賃銀を増加せしむる一の手段として、勞時の短縮を主張するものではない。勞

時の短縮には夫れ自身に既に一の目的がある、一の根據がある、勞時の短縮は人道主義を基とせる一の要求であると云つてもよい、然るに賃銀問題は勞働者の収入の増加、即ち其經濟的地位の向上を直接の目的として居る、勞時の短縮も其最終の結果は、前に述べた如く勞働者の心身状態の改善、勞働效程の促進、延て賃銀の増加と云ふ如くに、次第に其經濟的地位の向上に影響を及ぼすに至ることは事實であつても、之れは決して勞時短縮の直接の目的ではない、唯其自然の結果たるに過ぎぬのである。若し勞時短縮の問題が賃銀の増加を直接の目的とするものならば、學者が是等の問題を別々に論ずるの必要はない、何となれば勞時の問題を解決さへすれば賃銀の問題も亦自ら解決せらるゝからである。直接の目的と其自然に生じ得べき結果とを混同するが如き論は吾人の探らぬ所である。

更に予は經濟政策の強制權の問題に關しても亦氏と意見を異にして居る、氏は經濟政策の強制權を國法學者の所謂統治權の一作用であると云ひ、予は斯く迄狭義に解するの要はないと云ふのである、其一例として勞働組合の組合員に對する強制關係を掲げて置いた、然るに氏は私人的團體の場合に於ける拘束力は、各人の意に反して之を強制し得るのではない、何となれば若し、各人が此拘束に服従することを好まぬ時は、任意に其團體を脱退することを得るからであると述べて居る。併し實際上の問題は單純なる理屈のみでは解釋することは出来ぬ、現今歐米に於ける勞働組合の組合員に對する關係は決して斯かる單純なるものではない。先年予が彼地に留學中勞働組合の事に就きて多少研究を試み、其必要上屢々組合所屬の勞働者の家を訪ねたことがあつたが、彼等の中には近時の組合の行動に關して、反對の意見を持つて居る者も敢

て少なくなかつた、併し組合の行動に反對であつても、氏の言の如くに之れが爲めに任意に其團體を脱退することは事實上に於ては困難である。其理由は我が國等と異なり、労働組合が労働市場に於て大なる勢力を有して居る結果、組合を脱退しても脱退後組合員に對抗して其職を求むることの、甚だ困難なる事情があるからである、故に假令組合の行動が自己の意志に反しても、一度之れに加入したる以上は、其團體を脱退することは事實上出来難いのである。組合を去ることは易くとも單獨的に生活の途を求むることは極めて困難であるから、結局組合と關係を断つは難いと云ふことになる、斯かる事情は直接組合員より吾人の屢々耳にした所である、換言せば組合員は往々自己の意志に反しても、止むなく組合の命令に服従し、組合も亦之れを強制することは決して稀でない。故に私人的團體の場合に於ける拘束力は、各人の意志に反し

て之れを強制し得るものでない云ふ如き説は、少なくとも労働組合の場合に於ては、成立しない。

斯く言へば論者或は假令自己の意志に反しても既に之れに服従する以上は、其瞬間に於て自己の意志となるものであると云ふかも知れぬが、若し然りとせば如何なる強制權に對する服従でも、皆自己の意志に基づかざるものはないと云ふことになり、結局「各人の意志に反して之れを拘束する強制權」なるものは存在し得ないこととなる。或は又論者中には前述の如き場合に、其所屬團體を脱退することの出来ぬと云ふは所謂事實上の問題で、理論上は決して不可能でない、假令脱退は困難であつても、絶對的に不可能であるとは云へぬと主張するかも知れぬが、若し斯かる議論を貫徹せば、他の強制權の場合に於ても同一のことが言ひ得らるゝと信ずる。例へば租税を負担したり又は其兵役に服

することが自己の意志でなければ、國家の課税權の及ばざる處に移住するか、又は國籍を脱すれば、其強制を免るゝことが出来る。併し斯かることは理論上は可能でも、事實上は極めて困難であると其理は一である。

以上述べたる理由は又移して經濟政策の主體に私人的の團體を認むるも、一私人を認むることとは出来ぬと云ふ論據ともなるのである。氏は労働者が一企業者と労働關係を開始し、該企業者の命令を遵守せんことを誓ふ時は、爾後企業者の命令は労働者を強制するの權能を有すること、恰も組合の規約と異なる所がない、故に私人をも經濟政策の主體となすにあらずんば、予の論理を徹底しないと云つて居るが、實は斯くする時は却て予の論理を徹底しないのである。何となれば労働者が自己の屬する労働組合に對する關係と、企業者に對する關係とは、全く其性質を異にして居るからである。組合員たる勞

働者は、前にも述べたるが如く、從來よりも更に劣等なる地位又は低廉なる賃銀に甘んずるの覺悟でない限りは、組合を脱して單獨的に同一の職業を求むることは、甚だ困難であるが、組合との關係にして断絶せざる以上は、假令一企業者の下を去るも、求職上には左程の困難を感じないのである。故に企業者の取扱が自己の意に満たざる場合には、労働者は何時にても其地位を去り得る、若し斯かる場合に任意に其地位を去ることの困難なる事情がありとせば、夫れは寧ろ組合の規約に基づく單獨的の行動に對する一種の強制的の制限から起るものであつて、何等かゝる制限の存しない場合には、自己の意志に反して迄も、企業者の強制に屈從せねばならぬ必要はないのである。嘗て労働階級の勢力の極めて微弱なりし時代は別とし、現今の如くに資本の壓迫に對して、團結の力を以て自衛策を講せんとする自覺心が、労働者の間に興りつ

ある時代に於ては、企業者が合意に基づかざる強制的の命令を以て、妄りに労働者の自由を拘束せんとしても、それは到底其目的を達し得らるゝものではない。故に氏の引例の如きは毫も予の論據を動かす實例とはならぬ。一人は政策上の意見を立つことは出来るが、實際上に之れを行はんとするには、必ず團體の後援を要するのである。

加之氏の説の中で最も奇怪に感ぜらるゝのは、私人的團體の有する権力は命令權と稱するを得べきも、之れを強制權と認むるは不可なりと云ふことである。予は不幸にして其の意味を解するに苦しむ。凡そ命令と云ふ以上は、其性質上之れが實行を期すべき筈のものであつて、従て原則としては強制的の性質を具有すべきである。云ふことは吾人の見解である、固より命令の形式及び内容に至つては種々雑多であるが、併し歸する所は『斯く爲す可し』とか『爲す可からず』とか云ふことに在るので、爲すも稱するを得ない、是等は單純なる意志の告白又は宣言に過ぎぬのである。既に命令と云ふ以上は、或行爲又は不行爲を要求するに在るから、従て其行爲又は不行爲を實現せしむるが爲めには、必要に應じて個人の自由に拘束を加ふることのあるべきは當然である、故に命令權は一面から觀れば強制權であり、又強制權は一面から觀れば命令權であると云ふも差支がない、斯かる見地よりせば、命令權と稱するは可なるも、強制權と稱するは不可なしと云ふ如き論法は、徒らに其名に捉はれて實を忘れたる堅白同異の辯と稱せざるを得ない。強制權を伴はざる命令權は死物同様である。命令權の生命は之れを強制し得る點に在るので、強制し得ざる命令は、名は命令と稱するも其實は命令たるの資格を有せざるものと言つてよい、故に私人的團體は命令權を有せずと云ふことであれば、論理を一貫するも、苟くも命令權を有することを認むる以上は又之れに伴ふ強制權をも有することを認めね

ば氏の言を借りて云へば『前後非常の矛盾撞着』である。

要之以上は卑見に對する氏の誤解の點を明らかにした迄であつて、斯學に對する見地は前にも述べた如く、氏と予とは根本的に異なるのである。到底意見の合致を見ることは六ヶ敷かろうと考へる、併し學徒各其觀する所は異なつても、唯異説を異説として虚心懺懷に正しく解釋することに努むるは吾等の任務である。畏友河上博士の近刊の經濟論叢中に於ける『他人の説を批評する場合には故意又は過失に依り之れを曲解又は誤解することを嚴に戒めねばならぬ、然らざる限りは一切の批評は學問の進歩の爲めに無益であり、又往々有害である』との言は、松崎氏の引用した高城教授の言と好一對の鍼言である、説の賛否は固より各人の自由であるから、氏の反對説は毫も遺憾とする所ではないが、正しく解釋せられて居らぬ點を明らかにすることは、予の爲すべき義務であると信じて歸京匆匆再び此稿を草するに至つた譯である。

(大正四年七月十五日)

### 米價調節審査會の設置

に就て (下の甲)

高城 仙次郎

#### 目 次

- 四、米價調節方法と其効力(承前)
- 五、米價の一時的騰貴の影響
- 六、米價の永久的騰貴の影響

一六、施米 米價に及ぼす施米の影響を考究するに當りて、施米に少くとも二種あるを記憶せざる可らず。一は舊幕時代富山藩等に於て實行せしが如く平素より米穀を貯藏し、飢饉の際之を以て貧民を救助するを云ひ、一は凶作の爲め米價の暴騰せし時に市場に於て米穀を購入し之を以て細民を救恤するに在り。此内第一種の施米は夫れ丈け米穀の供給を増加するものなりとも、或は夫れ丈け施米を受くる窮民の需用を